# 第6回道州制推進会議議事録

- 1 日 時 平成16年3月26日(金)11:00~11:45
- 2 場 所 プレスト1・7 2階 (社)北海道中小企業会館A会議室
- 3 出席者
  - ・委員 宮脇座長、五十嵐委員、井上委員、岡部委員、谷委員、寺島委員
  - ·道 新田政策室長、前川政策室次長、浅利参事

#### 【開会】

○新田室長:本日は大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。 ただいまから第6回目の道州制推進会議を開催させていただきたいと思います。

第5回目は2月19日に開催をさせていただきまして、そのときには当方から道州制プログラムの案、そして16年度の道州制推進プラン(案)についてご説明をさせていただき、そして各委員の皆さんからご論議をいただいたところでございますが、その後、道議会にもこれらの案を報告させていただきまして、一月間の議会開会中で議論をいただいた。そしてまた並行してこれらの案をインターネットでもさらに公表をいたしまして、また市町村にもアンケートといいますか、意見照会をかけたところでございまして、今回は前回での議論、そしてまた、こういった道民の皆さんや市町村などからいただいたご意見を踏まえまして、またさらに検討した案を用意させていただきましたので、各委員におかれましては、改めてご検討をお願いしたいというふうに考えております。よろしくお願い申し上げたいと思います。それでは宮脇座長、よろしくお願いします。

### 【議事】

○宮脇座長:それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず、事務局より、本日の議題でございます「道州制の先行実施に向けた取り組み」について説明をしていただきまして、その後議論を進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局の方から、ご説明の方お願いいたします。

○浅利参事:それでは、事務局の方から、お手元にあります「道州制プログラム(案)」と それから「平成16年度道州制推進プラン(案)」について、前回との変更点などにつきまし てご説明をさせていただきます。

初めに、4年間を見据えました「道州制プログラム(案)」でございますけれども、この 7ページをごらんになっていただきたいのですが、「道州制導入に向けたプロセス」という ことで 7ページにこれまで 3年間のステップを記載させていただいておりますけれども、この中の「ステップ1:先行実施(4年間)」というところで、ここでは前回までは「テーマ に沿った事業の推進」という 1項目だけを上げてございましたけれども、「道州制モデル事

業を活用した社会資本の整備」と「市町村への権限などの移譲の推進」、こういったことを はっきりステップ 1 で記載をさせていただいたということでございますし、それからステッ プ 3 のところで、「日本全国において道州制を本格導入」というふうな表現に変えさせてい ただきました。

それから8ページでございますけれども、「先行実施の視点」と「先行実施のねらい」、これは順番を入れかえまして、それから先行実施のねらいのところに北海道の視点、それから全国の視点と、こういうふうにあって、視点が重なっていたようなことがありましたので、そこのところを整理をさせていただいたということでございます。

それから次に9ページ、10ページでございますけれども、9ページの下の方「取り組みの概要」のところに一番下のところですが、「市町村への権限などの移譲の推進」ということで、前は10ページの方に書いていたのですが、それを左の方に、ここの取り組みの概要のところに記載をさせていただいたということでございます。

それから10ページ、「推進体制」のところでは、議会議論等も踏まえまして具体的に道州 制の推進体制、これを記載させていただいたということでございます。

それで、全体にわたりまして文言等の訂正がございますけれども、基本的には前回までの 議論を踏まえまして、そのまま踏襲をしてきているということでございます。

道州制プログラム(案)につきましては以上でございます。

それから、お手元の「16年度の道州制推進プラン(案)」について、ご説明をさせていた だきます。

道州制の推進プラン(案)は16年度の道州制に向けて国への提案に向けてつくっていくものでございますけれども、表紙を開いていただきましてすぐ左側のところ、ここで目次をつけさせていただきました。それから1ページ目、ここでは若干文言等を修正させていただいたということと、それから前回の議論等も踏まえまして、「目指す姿」のところで農林水産業ということで林業も含めさせていただいたということでございます。

それから2ページ、前回の議論等も踏まえまして、「道州制と道州制特区プラン」、こういったことについての作業を新たに追加させていただきました。表の一番下のところを見ていただきたいのですが、「道州制推進プラン」、これは道州制特区に向けた北海道から提案していくということでございます。これが道州制を実現するためのトリガーということでございます。それらを包括したものが「道州制プログラム」、これで全体的な先行実施をやっていくということで、規制緩和、権限・財源の移譲、それから事務事業の一元化、こういったことにモデル的、段階的な取り組みを積み重ねていくということでございます。

そういう取り組みをしていくことによりまして「北海道が目指す道州制の姿」ということで、地域主権の確立、それから北海道の持つ固有の資源を活用した個性ある地域づくり、こういったものを目指していくと。そうしたことが全国的な展開を見ることによりまして、全国的な「道州制のもとでの新しい国の姿」、地域ごとに異なる資源のネットワークに支えられた多様性のある国づくり、こういった方向に推移していくのだろうということでございま

す。

表の右の方でございますが、そこには「北海道の取り組み」と「国の動き」ということで一番下にございます「道州制特区」に「道州制推進プラン」を戦略的な提案をしていくということでございます。以後「取り組みの拡大」、それから「道州制の本格実施」、こういうふうな形に記載をさせていただいております。

それから、3ページでございますけれども、ここでは基本的には前回と一緒でございますけれども、若干文言の整理をさせていただいたということでございます。それから、プラン(案)につきまして、事業内容等に応じまして若干表現を変更させていただいている部分がございます。

そして、申しわけございませんが、4ページ、5ページでございますけれども、4ページにつきましては表現等の訂正だけでございまして、今回新たに右の方に1ページを5ページでつくっておりますけれども、前回までの議論を踏まえまして、道民にわかりやすくPRすることが重要ということで、目で見てわかるような工夫をさせていただいたということでございます。表の右上の方にありますように、「北海道の特性」としましては、安全・安心な食べ物だとか清浄な水・空気、こういった「すばらしい子育ての環境を持つ北海道」であるのに、少子化といったような現実的な課題があるわけでございまして、こういったことを解決するために、幼稚園と保育園の一元化、学校の空き教室の開放、それから児童養護施設等の調理業務の外部委託、こういったことを行うことによりまして、子供にとっても、子供を持つ親にとっても地域での施設の効用利用といったことが図られる。こうしたことによりまして、大自然に恵まれた中で北海道の子育てに最適な環境の中で、健やかに成長できる地域社会をつくっていきたいのだといった考え方でやらせていただきたいということでございます。それから6ページ、7ページは取り組み事項をそのまま記載させていただいてございます。

それから8ページでございますけれども、「高齢者・障害者暮らし安心プラン」ということでございます。ここでは事業内容等から言いまして、「障害者」とプランの名称にそれをつけ加えさせていただいてございます。その他表現の訂正をさせていただいてございます。右の方にこのイメージとしまして「高齢者・障害者が安心して暮らせる北海道」ということで、地域の実情に応じた医療の確保を可能にするために、医師標準数の算定基準、それを緩和していただく、それから障害者支援費制度におけます事業者指定基準、こういったことを緩和して地域の実情に応じたサービスの提供ができるように、あるいは一人一人の障害の状況に応じたサービスが受けられるような取り組みができないかといったようなこと、それから左下にございますように、自治体病院の再編、こういったことをやりまして地域のニーズに即した病院の整備の促進がされるといったようなこと。それから、地域実態に即した介護サービスといった取り組みを通じまして高齢者と障害者が安心してサービスを受けることができる地域社会をつくっていきたいのだといったことに記載をさせていただいてございます。10ページ、11ページに取り組みの内容を記載させていただいてございます。

それから12ページ、13ページでございますけれども、「行政のワンストップサービス推進プラン」ということで記載をさせていただいてございます。右の方に全体的なイメージということで、「ワンストップサービスを実現する北海道」ということで、法人設立届出の一元化、データベースを使いまして、あるいは共通ポータルサイトを開設して、そこですべての申請ができるように、あるいは税務にかかわる相談・広報事業の一元化等を通じまして、役所に何度も足を運ばなくてもできるようなシステムができないかということでございます。14ページ、15ページにそれぞれ取り組み事項を記載させていただいてございます。

それから16ページ、17ページでございますが、「野生動物保護管理プラン」ということで、 野生動物の適正な保護管理を行うために保護管理センターとか人材の育成・配置、こういっ た取り組みをしていきたいといったことをこのプランの中で掲げさせていただいてござい ます。18ページ、19ページでそれらの具体的な取り組み事項を記載させていただいてござい ます。

それから20ページ、21ページですが、「地域一体型除雪・防災プラン」ということで記載をさせていただいてございます。21ページでございますが、異常気象時の相互代行等による除排雪ということで、国・道・市町村が連携しましてライフラインなどを優先して整備すると、共同で除排雪をするといったような取り組みによりまして、大雪でも安心して学校や病院に行けるといった生活の利便性が確保される。あるいは災害などに備えまして、国と道、その気象・河川・道路情報の一元化、こういったことを常にやっていくといった取り組みをしていきたいということでございます。22ページ、23ページにこれらの実施事項が記載をさせていただいてございます。

それから、「新事業・新産業創出プラン」でございますが、このプラン名はちょっと変えさせていただいてございます。事業の中身等を勘案させていただきまして、改変更をさせていただいたところでございます。それで右の方でございますけれども、「新事業や新産業の創出進む北海道」ということで、一つは外国人研究者等の入国・滞在規制、こういったものを緩和することによって優秀な研究者の人材招へいあるいは受け入れが促進できるのではないかと。

それから「最低資本の特例手続の移譲」、左手の下にございますが、これを各14支庁でできるように権限の移譲をしていただけないかといった取り組みをしていきたいということでございます。26ページ、27ページに取り組み事項を記載させていただいております。

それから28ページ、29ページでございますけれども、「地域雇用環境創造プラン」ということでございます。これにつきましては、若干文言の修正をさせていただいてございます。29ページの方をごらんになっていただきたいのですが、左上のところで国の機関、道、それから産業界、労働界、こういったところの連携によっていろいろな再就職の対策をしていこうといった取り組みだとか、それから右の方でございますが、雇用創出支援、国の持つ雇用創出関係支援制度、こういったことの要件緩和等をしましてきめ細かな支援策をしていただくといったこと、それから職業訓練科目、こういったものの基準を緩和していただいて、地

域のニーズに合った訓練をしていただくといったこと、こういった取り組みをしまして、雇用情勢を少しでも改善していただくといったことに取り組んでいきたいということです。3 0ページ、31ページに取り組み事項の記載をさせていただいてございます。

32ページ、33ページでございますが、「外国人観光客倍増プラン」ということでございます。33ページの方をごらんになっていただきたいのですが、「外国人観光客にも人気の高い北海道」ということで、一つは左上でございますが、観光客といった短期滞在にかかわるビザを免除することによりまして、観光客の負担がまずこの時点で軽くなる。それから、その右に行きまして空港の乗り入れ曜日の制限、これによってチャーター便の誘致等がやりやすくなってくるといったようなこと。こういったことを通じまして、さらに北海道に来た後には、入国管理が少しでも楽になるようにということで一部業務の補完、それから道内におけますボランティア通訳ガイド等を通じまして少しでも過ごしやすい環境を整えていく。それから道路案内標識などを整備して、個人でも動けるような環境を整えていく。こういったことによりまして、旅行しやすい環境を整えていくといったような取り組みでございます。34ページ、35ページに具体的な取り組みを記載させていただいてございます。

それから36ページ、37ページでございますが、「活力ある農業・農村新生プラン」ということでございます。これにつきましては前回の議論等もございまして、遺伝子組み換えの関係につきましてはここでは落とさせていただいてございます。これによりまして若干文言の表現が変わってございます。37ページの方をごらんになっていただきたいのですが、農用地内での河畔林の整備ということで、環境に配慮した生産活動が展開できる。それから、農作業の受委託事業への参入を促進するということで、建設業から農業分野に参入することが、障壁が緩和されるといったようなこと。それから右の下の方でございますけれども、農家の宿泊事業の規制緩和でグリーンツーリズムを促進していくといったような取り組みを通じまして、活力ある農業・農村をつくっていくといった取り組みでございます。38ページ、39ページにそれらの取り組み等が記載をさせていただいてございます。

それから、お手元の資料に、これまでの道州制推進会議で出ました意見等につきまして整理をしたものを配付させていただいてございます。

それから、参考までということでございますけれども、一つは「道州制移行への提言」ということで3月に道州制道民臨調から私どもの方に提言がございました。それから、札幌市の方から「道州制北海道特区への試み」といったような提言もございました。これは今後の参考としていただくためにお手元の方に配付をさせていただいてございます。私どもの方からはご説明は以上でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

### 【意見交換等】

○宮脇座長:ありがとうございました。

それでは、これから議論を進めてまいりたいと思いますけれども、今日は開催時間も限ら

れておりますので、私の方から委員としてまず意見を申し述べさせていただきまして、その上、それも含めまして議論をしていただきたいと思います。

文章的には整理はされておりませんけれども私の意見ということで、意見書作成に向けた 取り組みをこの推進会議で行いたいということでございます。その趣旨につきまして1の方 で書かさせていただいております。

その理由でございますけれども、まず1といたしまして、今回非常に限られた時間の中で、 道庁におかれまして、特区申請等に向けた事項を内部合意も含めて整理していただいたとい う点につきましては、大変高く評価できるというふうに私個人としては思っております。

ただし、全体としての道州制をにらんだ申請内容としては、細かい事項の可否は別といたしまして、そこに含まれている大きな柱として、まだ不十分と言わざるを得ないというふうに考えております。それで、私的意見といたしまして、道州制には国と地方自治体を通じた行財政改革、地域経済の自立性確保、基礎自治体の体力強化といったような柱が不可欠であり、第1回の申請として、地域経済の自立性確保を先行させつつ、やはり最終的な道州制という中で柱となる行財政改革や基礎自治体の体力強化、あるいは道内分権といったようなものがパッケージで推進され、その道筋というものが示される必要性があるというふうに思っております。

また、今回は非常に時間的な制約があり、地域全体の議論が展開できなかったということもございまして、今後におきましては、そうした地域の議論というものをどのように組み立てていくかというようなことが必要ではないかと思っております。

また、最後の段落になりますけれども、今回の道州制につきましては、申請内容も含めまして、国だけではなくて他の地方自治体におきましても非常に高い関心を示されており、今後の道州制全体をにらんだ方向性というものを議論し、示していく必要性があるというふうに感じております。そういったことから、今回この推進会議の委員といたしまして、最後の4月5日で今回の一区切りということになるわけですけれども、この4月5日に向けまして委員会としての意見書の取りまとめというのをしたいというのが趣旨でございます。

今さら申し上げるまでもないわけですけれども、この推進会議というのは、申請内容を決める機関ではございませんで、道庁がご検討いただくその前提となる道州制、あるいは申請といったようなものの制度につきまして、意見を述べていく、というのが主な役割でございます。したがいまして、こうした役割をしていくことによって、今後の道州制の北海道における議論というものに結びつけていきたいというのが趣旨でございます。

したがいまして、ここではまず第1点といたしまして、委員の皆様にこの意見書の取りまとめに対しまして、それぞれこれから意見を提示していただきまして、残された期間の中で 意見書の取りまとめをしていきたいというのが一つの提案でございます。

それからもう一つ、私の委員としての立場から意見として申し述べたい点といたしまして は、今回は地域経済の自立性といったようなところが柱となって先行していく、ということ は必要なことと思いますけれども、やはり最終的な道州制をにらんだところでの行財政のあ り方ですとか、道内の基礎自治体、地方分権のあり方といったようなことを示していくことがやはり必要だろうというふうに思っております。 そういう中で、やはり盛り込んでいくべき事項、視野に入れておくべき事項といたしましては、まず縦割り行政を克服するため地方支分部局等との機能的統合等を進めていくということは、これは必要なことだろうと思っております。

また、道州制ということであれば、行政だけではなくて意思決定という面で、例えば政省 令でありますとかそういったものの規定について、もっと広く地方自治体の条例による上書 き権等を認めていく、こういったことも必要ではないかというふうに思っております。

さらに、財政的な問題といたしましては、国、道、市町村が一体となって予算編成あるいは執行、評価といったようなものができる仕組み、こういったものを考えていく。さらには今、多層的、縦割り的になっております情報システムの一元化を図っていくといったようなことも、やはり行財政あるいは地域の新しいネットワークの形成ということで必要ではないかと思っております。

また、3番目といたしまして、新地域ネットワークの形成ということで、例えば郵便局ですとかハローワーク、こういったものをどのように活用していくのか、こういった活用に対する新しいネットワークのあり方を議論していくことも地域としては必要であり、また全体としての行財政制度ともかかわる問題だと思います。

こういったものを議論していくに当たりましては、やはり地域全体で議論できるような組織といったものをつくっていく必要性があって、そのことが地域議論を高めていくためには必要になっていくのではないかというふうに思っております。

そして、先ほど申し上げましたように、やはり最終的な道州制のあり方というものをきちっと議論しながら、そこへ向けての柱というのは何なのか、というような点につきまして今後もっと議論し、この特区申請といったようなものにつきましても、そういったものを踏まえつつ議論をしていくということが必要ではないかというふうに思っております。意見書の取りまとめも含めまして、先ほど道庁さんの方からご説明のありました内容についてのご意見もいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

〇井上委員:一、二点、道州制特区、そして道州制プログラム、両方にかかわる部分で道庁の方でご意見をいただきたいのですが、前回私欠席しまして、その前も多少申し上げているのですが、経済のところなのです。経済のところ、ここには外国人研究者のビザ等々の問題だとか企業を設立するときの登記等々をする場合は、現在は札幌だけでしかできない。それを地方に分散するというようなところがありましたけれども、例えば頭の中に、こういうようなことをやると北海道の経済それがどういう形で、あるいはどの程度伸びていくのか、あるいは基盤が強化されるのかということの考えをお持ちなのかどうかというのが、若干気になるのです。それはどういうことかというと、一つだけ申し上げますと、例えば沖縄あたりの経済特区ということになりますと、例えば国税、地方税、具体的に言えば法人税だとか固定資産税、これの大幅な減免というのを国からかち取っているということなのです。しかし、

今回の部分には、例えば道州制特区という中にもそういったものがあらわれてきていないというのはいかがなものかというふうに私自身は思うのです。そのほかの部分で、雇用というのは上がっているのですが、雇用対策云々ということは片方、つまり人材の教育ということは一面大事なことなのですが、逆に今度は別な面でそれの受け皿になる企業がなければ、いくら優秀な人材を育てても外に出ていくばかりで道内に定着しないではないかという部分がある。したがって、起業、産業というようなものを強化するというのみここに上げてある部分で十分なのか、あるいは時間がないからとりあえずそこの部分を手始めにやりましょうというようなことなのか、そのあたりの全体像で、例えば今申し上げたような税金、税制の面をいじるというところの具体的な案がないというのは、どういう理由なのかということです。あるいは、今日手元に置いてあります札幌市の「札幌発道州制経済特区の試み」という中に少し書いてありますが、いわゆる「フリートレードゾーン」、こういったものがどうして経済特区あるいは道州制プログラムのところに、すぐにやるやらないは別として、上げれないのかという理由をお聞きしたいと思うのです。

○宮脇座長:ありがとうございました。 お願いします。

〇前川次長:お答えいたします。フリートレードゾーンもどちらかというと税の問題だと思いますが、税の問題に関しましては、道州制のそもそもの議論をさせていただくと、むしろそういった税の課税権とかいったものをまず道州の方に移管してくださいというのが基本なのだろうと思っております。ですから、そこを照らした上で、今国が持っている課税の部分をどれだけ減免してくださいとか、そういったことをつくり上げていくかどうかというところだろうと思います。

実は今までの特区の流れからいきますと、税の単なる減免というのは基本的には国の課税権を持っている中ではなかなか、沖縄はちょっと実情が違いますが、いわゆる認められてこなかった経緯もありまして、今回は私どもプランをつくっていく、今年持ち上げていく中には入れていないということです。少なくともただ税の全体の、経済の起爆剤としての税のあり方とか、そういったところからきちんと考えていくということはやぶさかではないと思っています。

○岡部委員:今、井上先生言われていたように私も全く同感でございまして、とにかく北海道経済再生ということはいかに働く場所をつくるのか、企業を育てるかということ。そのためにはやっぱり税制の問題も一つの戦略なものですから、ぜひ今後取り上げていただきたいと思います。もちろん、今回は第1回目ということで全部網羅しないということ、そういう事情はよくわかりますので、ぜひその辺を今後取り上げてやっていただきたいとお願いいたします。特に最近、ほかの地域でもやっていますけれども、いろいろ企業誘致にしましても、非常に戦略的に考えて企業誘致していかなければならないものですから、そういうことも踏まえながらぜひお願いしたいと思います。

それから、全体的には今回第1回目ですから今回はこれでよろしいのかなというふうに思

っています。

それからまた同時に、こういう道州制のことを議論して実際に実施していくためには、北海道だけがいくら頑張っても国の方がその辺の体制の整備といいますか、心構えができていなければだめだし、それから地方の市町村の方もそれなりの内容もなければならんということで、そういう意味では国と道と地方から、この一種の三位一体、これも合わせてやらなければならない、そういう視点もはっきり書いておくべきだと思います。

○宮脇座長:今ご指摘いただいた国、道、市町村の三位一体という、その問題は非常に大きいと思いまして、最終的にご賛同いただければその意見書の中にもきちっと整理をしていかなければならないと思っております。

○谷委員:この推進プランは、現在策定中であり、4月に第1次申請が行われるということですが、先日、既に構造改革特区の採択が改定も含めて95件発表になりまして、これで1次から4次の採択で三百二十数件決まったことになります。いわゆる、私どもが議論している、北海道特区としての推進プランが、構造改革特区として、全国の自治体からのアイデア、あるいはまた課題解決の中で、いろいろ提案されてきたものから三百二十数件採択されたものと比較した場合、正直申して目新しさが段々と薄れてくる可能性があると思うのです。現在、まだ策定過程なものですから、1次段階では間に合わないと思いますが、ここはやっぱり全国から出されているものと相当比較しながらプランを策定し、今後は第2次、第3次という形で進めていく必要があると思います。

そこで、この採択された構造改革特区の内容と推進プランとを分析して比較されているか どうかというのをお聞きしたいと思います。

○前川次長:一応サーベイはやっております。

○谷委員:それでいきますと、どうですか、どの程度。要するに今三百何件ぐらい採択されたものと今回の.....。

○前川次長:採択されたものを含めているものもありますし、採択されていないものを多く 含んで.....、基本的には採択されたものが多く含まれております。

〇五十嵐委員:何点か。まず1点目は今、「国、道、市町村の行財政改革」という視点というのが必要だということで座長の方から出されてきたのですが、それに付随して、「行政から民間へ」という視点も必要だということをぜひうたっておいていただきたい。行政の効率化ということだけが道州制の特区ということではなく、さらに民間に移管していくよという姿勢も、いくつかは入っているのですけれども、全体のその姿勢としては意識をしておく必要があるのかなというふうに思います。それが一つです。

それから、いくつか意見をまとめて、これのほかに推進会議での意見等がございまして、 しつこいようなのですけれども、何と驚くようなことを申し上げているのですが、こことい うのはトリガーとして一番北海道らしい大きいことだなというふうに思いますので、プログ ラムに掲載がないようなのです。もうできていると書いてある農業生産法人の要件を満たさ なければいけないというものがあって、ここについてはもう少し地域での議論をしていただ きたいなというふうに思います。ここの議論のほかに、実際に農業を担っている地域での議論を起こしていかないといけないかな、そういうものがいくつか散見されるかというふうに思いますので、ぜひ地域とか民間を含めた会議、どこか道庁の中に何か、部会をつくるといったような話ありませんでしたか。地域とか民間を巻き込んだ会議を推し進めていただきたいなというふうに思います。

あとちょっと細かいことを一つ、医療のところで委員会の中の意見で地域医療の充実のところで、医療大学の入学定員増という規制緩和が挙げられているがあったのですけれども、これは挙げられていましたか?

私は逆に定員増ではなくて、医療大学においては入学定員の中に北海道枠をつくってはどうかというのを提案したいなと思っていたところでございましたので、それちょっと欠席して申しわけありません。地域医療というものを考えるときにも、地域によってここに病床数に応じた医師規制の基準緩和とあるのですが、地域において病床要らないと言ったら大げさなのですけれども、病床が必要な病床なのかどうなのか、あるいは機能として合っているのかどうかということは、議論する必要があるだろうと。ですので、単純に病床をこのまま残したままで規制緩和してくださいということではなくて、地域医療として何が必要で、その際やっぱりどうしても必要だというような組み立てということも必要かなと思うのです。以上です。

○宮脇座長:今まで議論して指摘をされた事項ということなのですけれども、もちろん特区申請に何を盛り込むかといったようなことは道庁のご判断ということなのですけれども、事項につきましては一応整理をいたしまして、一覧表にするような形で最終的には明確にしておきたいというふうには思っております。

○寺島委員:いろいろなご指摘等の点も一覧表にまとめて、それぞれ考え方等をお示しいただいて、そういう面では本当にありがたいと思っておりますし、これでまた今後取り入れるものは次の回でぜひ、少し言い方悪いですけれども、特区ですし、抵抗があっても自分たちがやったのではなくて特区がということと、推進会議の人がこう言っていると、推進会議が言っているということは道民が言っていることなのですが、そういう中で今五十嵐先生がおっしゃいました農業にしましても、農業だけではないですが、ぜひ次にはしていただければなというのと、病院についてもやはり根本は、今挙がっている標準数を変えるとかではなくて、やはり今見直した中で絶対数がへき地には行かないわけですから、そのへき地が北海道は多いわけですので、そっちの方に踏み込んでもらえる何かができないかなと。提案すれば一番いいのですけれども、そこまでまだ行かないわけですけれども、私たちもこれから考えていきたいなと思いますが、そういう意味では大変いろいろと整理していただきました。ありがとうございました。

それと今、一部宮脇先生がおっしゃいましたが、国と道と町村の関係、特に今合併問題等の中で、多分来年の今ごろになるとその姿がとりあえず見えてくるのではないかなと。そういう中でその関係をどうするかが、恐らく次の特区のとき、それに合ったそういう見直しも、

それから特区申請も出てくると思いますので、ぜひその辺は次に合わせてご検討をお願いで きればと思います。以上です。

○宮脇座長:ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

道州制の推進会議におきましては、道庁がどのような道州制についての制度設計をされるか、あるいは特区申請の内容をされるのか、といったようなことにつきまして、私どもとして全体的な視野から指摘、意見というのを申し述べていくというのが役割であろうと思っております。今後この推進会議については、そうした役割というのをきちっと果たしていくということが必要であり、そのことが北海道全体としての議論というものに結びつけていくことになろうと思っております。それに向けまして、先ほど私の方からご提案させていただきました意見書の取りまとめですけれども、これの作業をさせていただいてよろしいでしょうか、委員の皆様。

## (「お願いします」の声)

○宮脇座長:それでは、大変恐縮なのですが、後ほど事務的にはご連絡をさせていただきますけれども、今日道庁の方からご説明いただいたものも、従来のものからさらに幾つか修正をいただいております。また今日、指摘をした事項について、今後どの程度修正をされるのかというのはこれからの作業でございますけれども、それも踏まえまして、来週あたりまでに委員の皆様からご意見、メモ書きでも結構でございますのでいただきまして、私の方で全体を整理させていただいて、そしてまた皆様に意見をいただく中で、5日でしたでしょうか、に最終的な意見書として取りまとめさせていただきたいというふうに思いますけれども、そのような作業手順でよろしゅうございましょうか。

## (「はい」の声)

○宮脇座長: それでは、後ほど事務的な点につきましてはお願いさせていただきたいと思っております。

そのほかご意見賜れればと思います。何かございますでしょうか。

〇五十嵐委員: 先ほどと関連するかもしれませんが、今回、特区ということでいろんな規制緩和、それから統合補助金、そして民間への一部移管、それから市町村と一緒にやるべきところと、いくつかプランとして事業が推進されると思うのですけれども、そういった特に私がずっと言っている規制緩和なんていうのは、規制を緩和すればいいというだけではなく、緩和した後をきちんとそのやっているのかどうかという評価が必要だと思っています。株式会社参入についても、医療問題についても、垣根は低くしたのだけれども、低くした分だけ非常に悪化したと、粗悪になったということでは、全くその道州制の本来の意味合いがなくなりますし、地域住民の自主的な選択肢とか意思決定というものも危うくなってしまう。多分こういう道州制全体のプランもそうだと思いますので、きちんとした進め方と同時にそういう評価という視点も、ちゃんとやっていきますよということを入れていただいた方がいいのではないかなと。

○宮脇座長:ありがとうございます。その点は非常に重要だと思っておりまして、予算執行、

国、道、市町村が予算を一体となって執行する、あるいは道州制特区の取り組みをしてそれが実現していったその結果についての評価というのは、やはり地域で行うということがこれからは基本になると思いますので、その地域での評価というのも一体としてやれる仕組みというのをやはり考えていくべきだと思っております。

そのほかいかがでしょうか。

それでは、ないようでしたら、事務局の方から何か今後の進め方等についてございますで しょうか。

○新田室長:どうもありがとうございました。

今後の進め方ということでございますけれども、本日のお話を踏まえて、またさらに私どもとしても内容を検討した上で、先ほどありますけれども、4月5日に再度お願いを申し上げたいというふうに思っているところでございます。

今年度の会議はこれで終わりでございますけれども、来年度もこの4月5日を含めまして引き続きお願いを申し上げたいというふうに思っておりますので、どうかご協力方よろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○宮脇座長:ありがとうございました。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。